

高松市監査委員告示第1号

高松漁港ののり加工場等の占用に係る財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成17年2月17日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

高松漁港ののり加工場等の占用に係る財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成16年12月24日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（高松市長作成名義の平成16年12月21日付高広第12590号文書3の照会事項及び回答部分・ 枠部分（注）事実証明書については省略した。）記載の通り、氏名不詳の高松市職員は、高松市の行政財産たる高松漁港での民間事業者の設置する「のり加工場」及び「わかめ加工場」の占用について高松市漁港条例第9条第4項の規定による「漁業のために占用するとき」に該当すると称して当該占用料を免除して

当該占用料の徴収を違法又は不当に怠っているが本件免除(怠る事実)は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実該当するものである。

高松市長の主張する免除事由は、高松市漁港条例第9条第4項の規定による「漁業のために占用するとき」に該当するというが、「漁業」の中には、法令上「のり加工」や「わかめ加工」は含まれないのである。別紙事実証明書では、「海苔養殖業」の範囲について、加工や出荷に至るまでの一連の作業までを「海苔養殖業」の範囲に含まれると解釈していると主張するが、加工や出荷は「海苔養殖業」の養殖の範囲には含まれないのである。本件住民監査請求の対象期間は、平成15年4月1日から本住民監査請求書到達日までの間とする。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、本件「違法又は不当な」財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実について責任を有する者に対して損害の補填をさせるほか「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求にかかる監査対象事項は、高松市(以下「市」という。)の職員が、市の行政財産である高松漁港に民間事業者が「のり加工場」および「わかめ加工場」を設置して、その用地を占用していることについて、高松市漁港条例(以下「漁港条例」という。)第9条第4項の規定による「漁業のために占用するとき」に該当するとし、当該占用料を免除していることが、違法または不当に財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実該当するか否かという事項である。

そして、措置請求の内容は、平成15年4月1日から本件住民監査請求書到達日(平成16年12月24日)までの間の本件財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実につき、責任を有する者に対して、損害の補て

んその他の必要な措置を講ずるよう高松市長（以下「市長」という。）に対して勧告することを求めるものである。

なお，監査委員は，法第242条第6項の規定に基づき，請求人に対して，平成17年1月14日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが，請求人からは，新たな証拠の提出はなく，陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は，土木部河港課である。

第3 監査の結果

本件請求について，監査委員は，合議により次のとおり決定した。

本件請求は，措置請求に理由がないものと判断する。

以下，その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は，関係書類を調査するとともに，監査対象部局の職員等から事情聴取するなどの方法により実施し，その結果，次の各事実を確認した。

(1) 高松漁港の区域と市長が管理する漁港施設

高松漁港は，昭和26年8月21日に旧漁港法（現漁港漁場整備法）第5条第1項の規定に基づき，農林水産大臣から第2種漁港と指定され，現在に至っているものであり，その区域は漁港条例第2条の別表第1において，次のとおり定められている。

区 域	
水 域	陸 域
高松漁港8号防波堤から西80メートルの地点を中心とした半径280メートルの円内の海面 水面積241,000㎡	摺鉢谷川右岸，瀬戸内町406番地11から浜の町128番地にいたる 鉄道用地境界線，西浜地区埋立地南北幹線道路ならびにC護岸，D護岸およびE護岸の水際線から陸地60メートルの線の各線で囲まれた地域

漁港区域とは，その漁港に存在する漁業者（水産加工業者を含む。）が主として居住する漁港を含む市，町，村または字等の区域をいい，高

松漁港区域内には、市が管理する漁港施設のほか漁業者等が所有する住居、土地等がある。市が管理する漁港施設は、次のとおりであり、漁港管理者である市は、漁港漁場整備法第36条の2および漁港漁場整備法施行規則第9条に基づき、漁港台帳を整え、行政財産として管理している。

分 類		漁港施設名	規 模
基本施設	外 郭 施 設	防 波 堤	1 4 8 . 0 m
		護 岸	5 6 4 . 5 m
		堤 防	1 , 1 0 8 . 0 m
	係 留 施 設	岸 壁	6 9 2 . 6 m
		物 揚 場	1 , 8 0 7 . 1 m
		棧 橋	3 5 . 0 m
		船 揚 場	1 0 5 . 0 m
		係 船 柱	2 0 2 基
	水 域 施 設	係 船 環	4 7 4 個
		泊 地	1 5 3 , 1 0 0 m ²
機能施設	輸 送 施 設	道 路	6 0 1 . 0 m
	航 行 補 助 施 設	照 明 施 設	6 1 基
	漁船漁具保全施設	漁 船 修 理 場	4 6 0 m ²
		漁 具 保 管 修 理 施 設	3 , 5 0 9 m ²
	漁港環境整備施設	環 境 整 備 施 設	1 , 6 4 1 m ²

市が管理する漁港の維持管理については、漁港漁場整備法に基づく漁港条例により、必要な事項が定められており、漁港条例第8条第1項において、市が管理する漁港施設を占用し、または当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、もしくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない、占用の許可を受けた者からは、漁港条例第9条第1項により、占用料を徴収すると規定されている。ただし、同条第4項において、市長が特別の理由があると認めるときは、占用料を減額し、または免除することができる」と規定され、高松市漁港条例施行規則第8条（以下「漁港条例施行規則」という。）において、公用、公共用または公益の用に供するために占用するとき、非常または災害に対処するために占用するとき、漁業のために占用するときは、占用料を減免することができる」と規定されている。

(2) 高松漁港区域内における「のり加工場」および「わかめ加工場」の設置状況

高松漁港区域内には、「のり加工場」が15施設設置されているが、

いずれも民間事業者の所有地に設置されており，市が管理している行政財産の漁港施設には設置されておらず，また，高松漁港区域内に，「わかめ加工場」は設置されていない。

なお，高松漁港区域内で，市が管理している行政財産の漁港施設の一部において，のり加工場用の海水取水管が4件埋設されているが，それらは，いずれも漁港条例第8条第1項の規定により，市長の許可を受けており，その占用料については，漁港条例施行規則にのっとり適正に免除されている。

2 監査委員の判断

「監査により認められた事実」の(2)で示したように，高松漁港区域内において，民間事業者の「のり加工場」が設置されているが，その用地は，すべて個人の所有地であり，市の行政財産である漁港施設ではないため，法第242条第1項に規定する「財産」には該当しない。また，高松漁港区域内に民間事業者による「わかめ加工場」は設置されていない。

したがって，請求人が主張する事実の存在は認められず，その請求には何ら理由がないものと言わなければならない。

なお，高松漁港区域内で，市が管理している行政財産の漁港施設の一部において，のり加工場用の海水取水管が4件埋設されているが，それらの占有については，いずれも漁港条例第8条第1項の規定により，市長の許可を受けており，その占用料については，漁港条例施行規則第8条に基づき適正に免除されているので，財産の管理および占用料の賦課徴収を怠ることにはならない。

よって，本件措置請求は，理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第2号

高松漁港ののり加工場等の占用に係る財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成17年2月17日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

高松漁港ののり加工場等の占用に係る財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成16年12月24日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（高松市長作成名義の平成16年12月21日付高広第12590号文書3の照会事項及び回答部分・ 枠部分（注）事実証明書については省略した。）記載の通り、氏名不詳の高松市職員は、高松市の行政財産たる高松漁港での民間事業者の設置する「のり加工場」及び「わかめ加工場」の占用について高松市漁港条例第9条第4項の規定による「漁業のために占用するとき」に該当すると称して当該占用料を免除して

当該占用料の徴収を違法又は不当に怠っているが本件免除（怠る事実）は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実該当するものである。

高松市長の主張する免除事由は、高松市漁港条例第9条第4項の規定による「漁業のために占用するとき」に該当するというが、「漁業」の中には、法令上「のり加工」や「わかめ加工」は含まれないのである。別紙事実証明書では、「海苔養殖業」の範囲について、加工や出荷に至るまでの一連の作業までを「海苔養殖業」の範囲に含まれると解釈していると主張するが、加工や出荷は「海苔養殖業」の養殖の範囲には含まれないのである。本件住民監査請求の対象期間は、平成15年4月1日から本住民監査請求書到達日までの間とする。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、本件「違法又は不当な」財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実について責任を有する者に対して損害の補填をさせるほか「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、本件請求人の知る限り、従来の監査委員の制度は十分に機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求にかかる監査対象事項は、高松市の職員が、市の行政財産である高松漁港に民間事業者が「のり加工場」および「わかめ加工場」を設置して、その用地を占有していることについて、高松市漁港条例第9条第4項の規定による「漁業のために占用するとき」に該当するとし、当該占用料を免除していることが、違法または不当に財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実該当するか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなか

った理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。